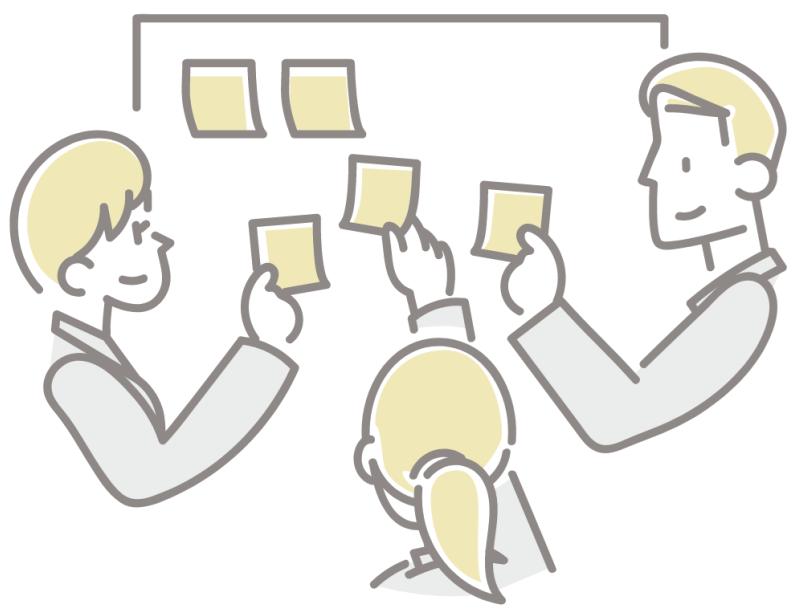




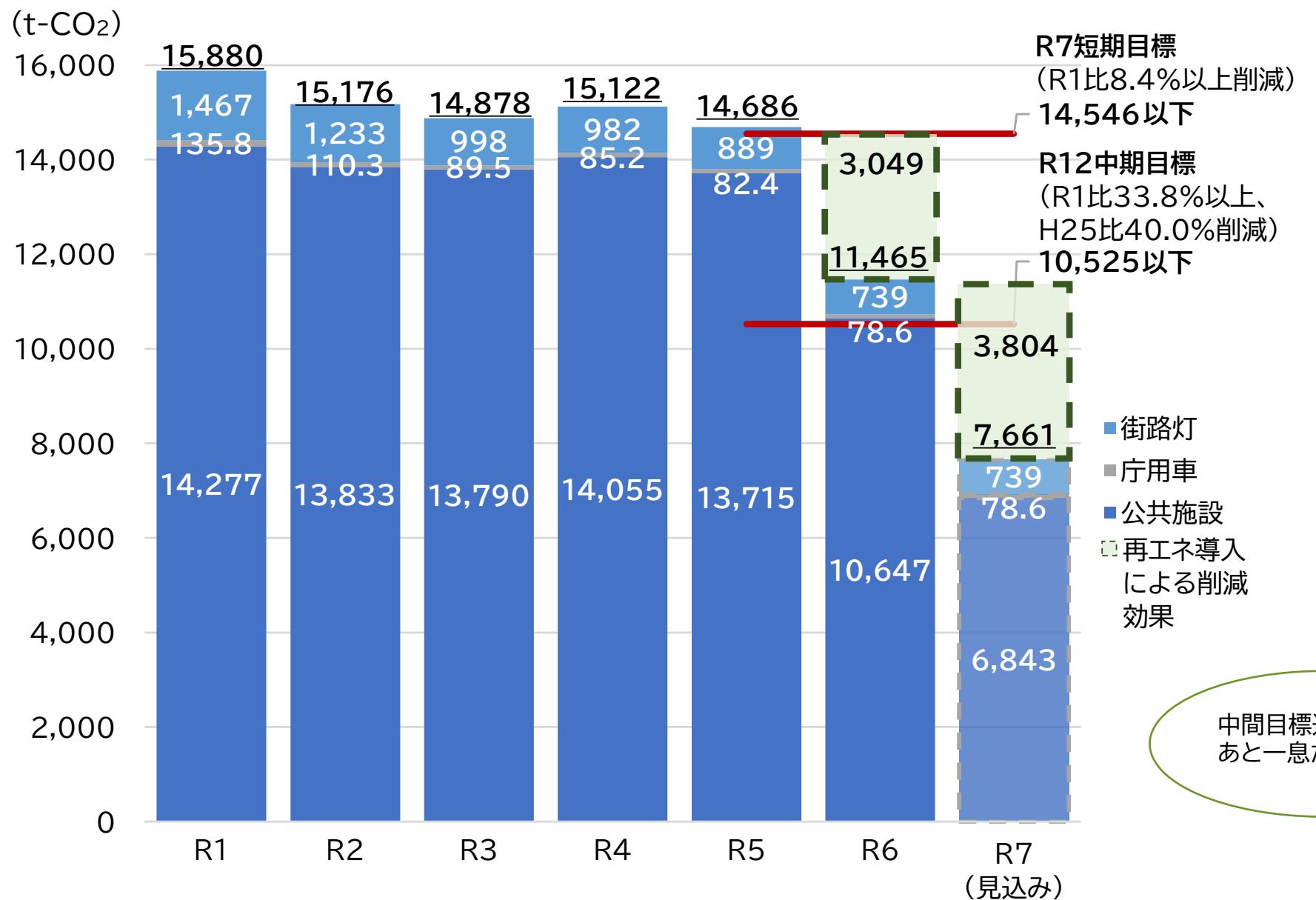
第4章 市の事務事業の現状と課題



(1)市の事務事業におけるCO₂排出量の現状

- 市の事務事業(公共施設, 庁用車, 街路灯の使用)におけるCO₂排出量は、再エネ100%電力の高圧受電施設(59施設)への導入、文化会館たづくりESCO事業等の実施等により、令和6(2024)年度は、令和元(2019)年度と比べ約28%の削減となりました。
- 令和7(2025)年度には約5割の削減となる見込みとなっており、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で40%削減する目標を、前倒しで達成できる見込みです。

■事務事業(公共施設, 庁用車, 街路灯)によるCO₂排出量の推移



	R5(2023) 実績	R6(2024) 実績	R7(2025) 見込み	R7(2025) 短期目標	R12(2030) 中期目標
CO ₂ 排出削減 割合(R1比)	▲7.5%	▲27.8%	▲51.8%	▲8.4%以上	▲33.8%以上

※H25(2013)比
▲40%以上

(2)市の事務事業における地球温暖化対策のこれまでの主な取組

- これまでに、文化会館たづくりにおける設備更新型ESCO事業、高圧電力を受電している公共施設59施設への再生可能エネルギー100%電力の導入、照明機器のLED化、庁用車のZEV化、新築施設のZEB認証の取得、太陽光発電設備・蓄電池の設置等に取り組んでいます。

■これまでの主な取組

いろいろな取組があるんだね。



文化会館たづくりにおける設備更新型ESCO事業

- 空調設備・熱源機器更新、照明の全面LED化等の設備更新をESCO事業(※)により実施
<工事期間:令和3(2021)年度から令和5(2023)年度>
- 電気代の削減により、令和元(2019)年度比で、808.3t-CO₂の削減効果

※ESCO事業(エスコ／エネルギー・サービス・カンパニー事業)
ESCO事業者が設備の診断・設計・施工・管理を一括で請け負い、省エネルギー化による光熱費の節減分で省エネ改修にかかる全ての経費を賄う事業
自治体は追加の財政負担を負うことなく事業実施が可能

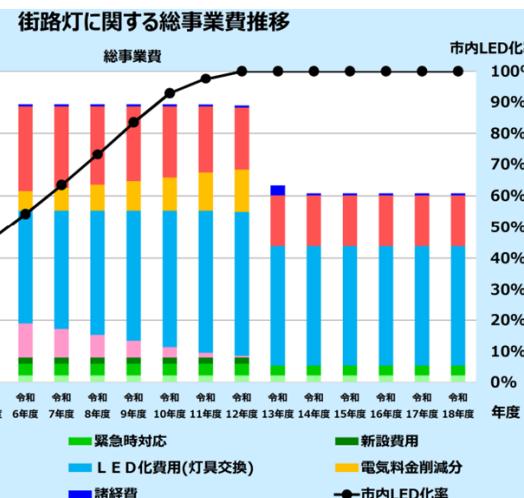


公共施設への再生可能エネルギー100%電力の導入

- 「調布市再生可能エネルギー100%電力の導入方針」に基づき、令和6(2024)、令和7(2025)年度の2か年で、電力使用量が多い高圧受電施設(59施設)の電力契約を、再生可能エネルギー100%電力に切り替え
- 電力切り替えの結果、令和6(2024)年度は前年度と比較し、約3,050t-CO₂を削減
令和7(2025)年度は、さらに約3,000t-CO₂の削減となる見込み
- 固定価格買取制度(FIT)による再生可能エネルギー100%電力を小売電気事業者から購入
※証書(トラッキング付FIT非化石証書(再エネ指定))の交付を受けることで、再生可能エネルギー由来の電力であることを保証
再エネ電力の市場ひつ迫時には、小売事業者が別に再生可能エネルギー100%電力を調達し、再生可能エネルギーとしての価値のある電力を安定的に供給

街路灯のLED化

- 街路灯LED化推進計画を策定し、令和2(2020)年度から着手
- 令和12(2030)年度に100%LED化が目標、令和6(2024)年度時点で55.3%LED化



公共施設の照明のLED化

- 公共施設の照明を順次LED化
- 令和6(2024)年度に行った簡易調査では、LED化が完了した施設の割合は25%、50%以上LED化が進んだ施設の割合は66%

庁用車のゼロ・エミッション車(ZEV)への切り替え

- 令和7(2025)年3月時点で
電気自動車 6台
プラグインハイブリッド自動車 3台 を導入

新築、増築施設における脱炭素化

- 公共施設で初のZEB Oriented 認証を取得予定:
若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備PFI事業 (R6～R10予定)
- 脱炭素の視点を盛り込んだ整備方針を策定、太陽光発電設備・蓄電池を設置: 調布駅前広場公衆トイレ整備 (R6～R7)
- 太陽光発電設備を新たに設置: 小・中学校増築施設、図書館宮の下分館整備ほか

既存施設における脱炭素化

- 設備更新の際に省エネ型機器を導入: 調布市役所、小・中学校空調設備改修工事ほか
※市の小・中学校の体育館の空調設備は、災害時に復旧が早く、発電機による自立運転が可能なガスヒートポンプエアコン(GHP)を設置
- 庁用車用充電設備を整備: 調布市役所駐車場、文化会館たづくり駐車場、小島町1丁目駐車場ほか

※出典:街路灯LED化推進計画(令和2年4月)

(3)市の事務事業における再生可能エネルギー(太陽光発電)の導入状況

- 公共施設における太陽光発電設備の導入状況は、屋根貸し事業による設備容量が925kW、市が直接設置したものの設備容量が119kWで、合計で1,044kWとなっています。
- 設備容量の最大出力まで発電したと仮定した場合の年間発電量合計は1,134MWhで、CO₂排出削減効果に換算すると、▲214t-CO₂の削減量となります。

■公共施設における太陽光発電設備の導入状況

施設数	設備容量合計 (年間発電量合計)	内訳			
		屋根貸しのみ		所有	
		施設数	設備容量合計 年間発電量合計	施設数	設備容量合計 年間発電量合計
46棟/329棟	1,044kW (1,134MWh) 年間CO ₂ 削減効果 ▲214t-CO ₂	33棟	925kW (1005MWh)	13棟 (小中学校など)	119kW (129MWh)

※1)年間発電量合計は、約200世帯分の家庭における平均的な年間電力使用量に相当

(1世帯あたり4,892kWhで計算／(出典)社団法人太陽光発電協会)

2)329棟の公共施設には、公共施設の屋根貸し事業で平成25(2013)年度に事前調査を実施した際に、設置スペースや構造上、太陽光発電設備の設置が困難であった施設を含む

3)屋根貸し太陽光発電設備は平成25(2013)年度に設置、平成26(2014)年度から設置事業者による売電(20年間)を開始

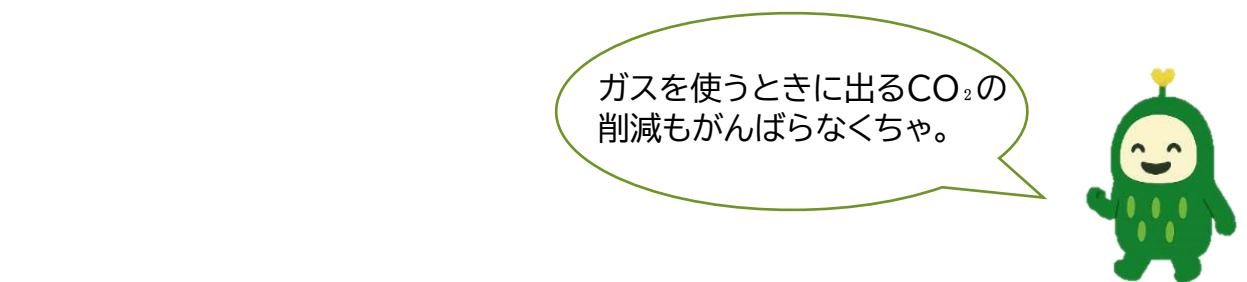


年間発電量は、約200世帯分
と同じくらいの量なんだって。



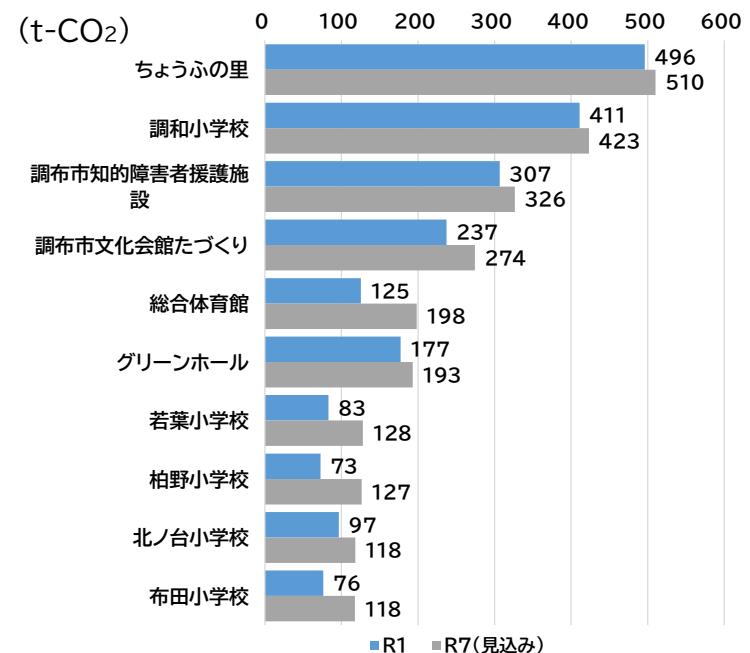
(4) 公共施設の利用に伴うCO₂排出量の現状

- 再生可能エネルギー100%電力の導入や文化会館たづくりにおけるESCO事業等の実施により、電力使用に伴い発生したCO₂排出量が減少した結果、令和6(2024)年度は令和元(2019)年度と比べ、公共施設全体のCO₂排出量も減少しています。
- エネルギー種類別にみると、小・中学校体育館へのガスヒートポンプ式エアコンの導入等によりガスの使用量が増加しており、ガスの使用に伴う温室効果ガス排出量も令和6(2024)年度は令和元(2019)年度と比べ、約800t-CO₂増加しています。
- 公共施設における今後の脱炭素化のためには、増加傾向にあるガス使用に伴うCO₂排出量に対する対策が必要となります。

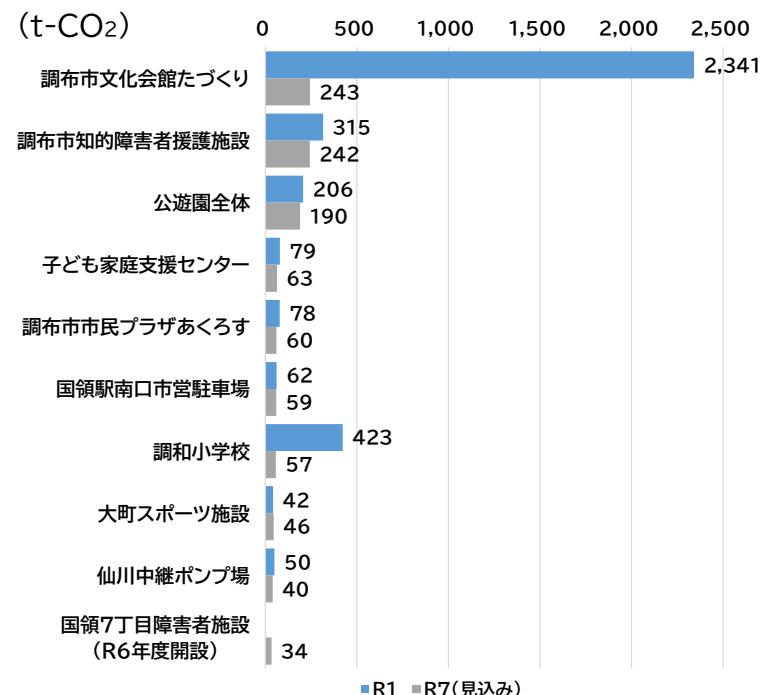


■ 公共施設におけるエネルギー種別ごとのCO₂排出量の割合

■ ガス利用に伴うCO₂排出量の多い上位10施設



■ 電力利用に伴うCO₂排出量の多い上位10施設



出典:本市算定データを基に作成

(5) 庁用車の利用に伴うCO₂排出量の現状

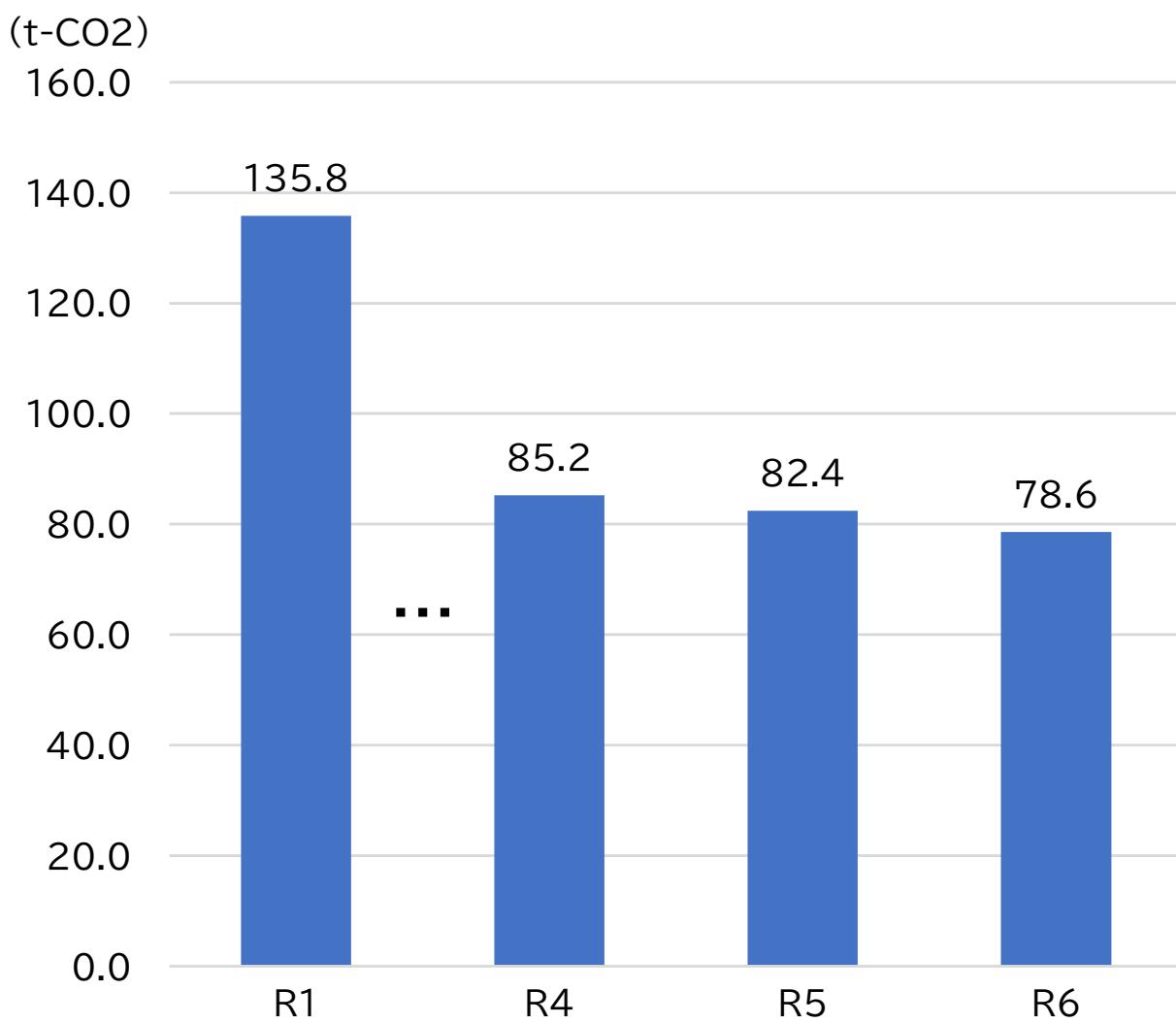
- 庁用車は、令和7(2025)年3月時点で129台保有しており、その内訳は、ゼロエミッション車(ZEV)が9台(電気自動車6台、プラグインハイブリッド車3台)、ハイブリッド車が5台、ガソリン車ほかが112台となっています。
- 庁用車の走行に伴うCO₂排出量は、廃車による所有台数の減少やZEV導入等に伴うガソリン使用量の減少により、令和元年度から令和6年度にかけて減少しています。

■ 庁用車の内訳(令和6年度末時点)

種類	合計台数					
	ガソリン LPG 軽油	電動車				
		ハイブリッド	プラグイン ハイブリッド	電気	ZEV (ゼロエミッション車)	
小型・普通自動車	45	37	5	3	0	
軽自動車	56	50	0	0	6	
小計	101	87	5	3	6	
特種自動車	28	28	0	0	0	
合計	129	115	5	3	6	

※電動車の庁用車(特種自動車を除く)に占める割合は約14%
(ZEVの割合は約9%)

■ 庁用車によるCO₂排出量の推移

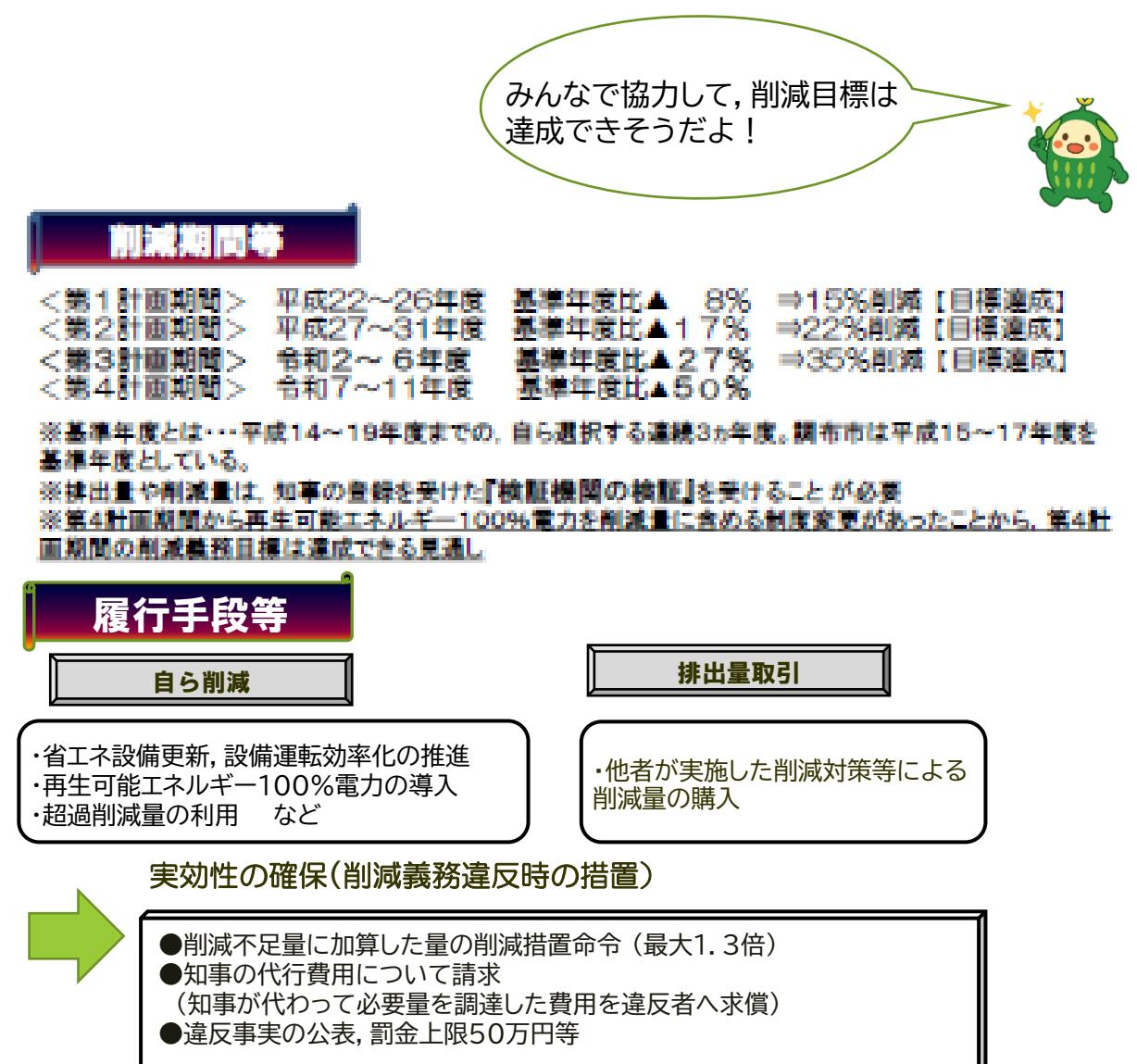


いろいろな種類のエコカーがあるんだね！



(6) 脱炭素を巡る主要な規制と市の事務事業における対応状況

- 省エネ法・東京都環境確保条例に基づき、一定規模以上(エネルギー消費量が原油換算で1500kL以上)の事業所には、エネルギー消費量の削減義務や温室効果ガス排出量の総量削減義務が課せられています。
※市役所本庁舎・文化会館たづくり・グリーンホール・総合福祉センター・教育会館の5施設が対象
- 省エネ法では、エネルギー消費量原単位を過去5年間の年平均で1%以上削減することが求められています。エネルギー消費量は再エネ100%電力の導入では削減できないことから、省エネルギー化の徹底や再生可能エネルギーの導入による削減が求められます。
- 東京都環境確保条例では、一定期間中の温室効果ガスの総量の削減義務(直近では令和7~11年度の総量を基準年度比で50%削減)が課せられています。なお、義務化対象施設には令和7年度までに再エネ100%電力を導入していることから、削減目標は達成できる見通しです。
- また、新築建築物では、全ての建築物(10m²以下の小規模建築物を除く)について、令和7(2025)年4月から、国や都による省エネ基準適合義務(建築物省エネ法、東京都環境確保条例)や太陽光発電等の再エネ利用設備の設置義務(東京都環境確保条例)が課されています。
- 今後の国の動向として、令和12(2030)年までに全ての新築建築物で、令和32(2050)年までに既存建築物も含めた全ての建築物の平均で、ZEB水準の省エネ性能の確保を目指し、今後、建築物省エネ法を改正し、段階的に省エネ基準を引き上げていくことが示されています。



(7)市の事務事業における政府実行計画に準じた取組の現状

- 市の事務事業においては、地球温暖化対策推進法に基づき、国が策定した政府実行計画に準じた取組を行うことが求められています。
- 市の事務事業においては、令和6(2024)年度からの公共施設への再生可能エネルギー100%電力の導入により、令和7(2025)年度時点で、**政府実行計画の令和12(2030)年度の削減目標を上回る削減量**となる見込みです。一方で、**政府実行計画にも位置付けられているその他の取組は、エネルギー自給・エネルギー効率向上等の観点からも有効であり、今後も取り組んでいく必要があります。**

すべての地方公共団体の事務事業において求められる取組



- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、**地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、かつ、政府実行計画に準じた取組を行うことが求められている。**
 - 政府実行計画では、**2030年度までに温室効果ガス50%削減**（2013年度比）の目標に加え、**今般の改訂において2035年度に65%削減・2040年度に79%削減**（それぞれ同年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて以下の取組を記載。（現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定）
- ※地方公共団体実行計画(事務事業編)において、廃棄物処理事業・上下水道事業についても目標設定、取組の推進が求められる。

政府実行計画（令和7年2月18日改訂・閣議決定）に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上**に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%**設置また、**ペロブスカイト太陽電池を率先導入**する。



公用車

代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新については**2022年度以降全て電動車**とし、ストック（使用する公用車全体）でも**2030年度までに全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車
都は2030年度に乗用車を全てZEV車両とする目標

GX製品

市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達**する。
※GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

<市の取組の現状>

●太陽光発電

46施設に設置

※公共施設屋根貸し事業当時、設置可能な施設のうち、一定面積以上の施設で工事可能な状態にあった全ての施設に設置

●新築建築物

令和10(2028)年度に竣工予定の「若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備PFI事業」で、初のZEB Oriented認証を取得予定

●公用車(庁用車)

電動車14台(EV9台、ハイブリッド車5台)
※庁用車(特種自動車を除く)に占める割合は約14%

●LED照明

令和6(2024)年度に行った簡易調査では、LED化が完了した施設は約25%
50%以上完了した施設は約66%

●再エネ電力調達

令和7(2025)年度時点で、公共施設全体の年間消費電力量の約7割を再エネ電力で賄う見込み

●GX製品

現時点ではグリーン購入の100%達成を目標として設定、GX製品の調達については、今後方針を整理

これからも率先して取組を進めていくよ！



(8)都の事務事業における温室効果ガス排出削減目標と今後の主な取組

- 令和6(2024)年3月に東京都が策定した「ゼロエミッション都庁行動計画」では、都の事務事業における令和12(2030)年度の温室効果ガス排出削減目標を2000年度比で▲55%と設定しています。
- 計画に基づく主な取組を「省エネの推進・再エネの導入拡大」「ZEVの導入推進」「使い捨てプラスチックの削減」「食品ロスの削減」「フロン対策の推進」の5つの分野にまとめています。主な取組として、太陽光発電設備の更なる率先導入(次世代型ソーラーセルの導入等)、都有施設の改築等におけるZEB化の推進、計画的な庁用車のZEV化推進、廃ペットボトルの水平リサイクル、食品ロス削減行動の実践、ノンフロン等新技術の導入拡大などを位置付けています。

ゼロエミッション都庁行動計画（改定版の概要）

各分野における主なポイント

分野1：省エネの推進・再エネの導入拡大

【主な目標】

- 温室効果ガス排出量(2000年度比) ▲55%
- 太陽光発電設置量(累積設置量) 74,000 kW + 約1万kWの次世代型ソーラーセル等の導入(2035年度まで)

【主な取組】

- 太陽光発電設備の更なる率先導入(次世代型ソーラーセルなど)
- 都有施設の改築等におけるZEB化の推進
- 「とちょう電力プラン」等による再エネ100%電力調達
- 都有施設におけるVPPの構築事業の推進

分野2：ZEVの導入推進

【主な目標】

- ZEVの庁有車(乗用車) 100%(特種車両等を除く)
- 都有施設に公共用充電設備を累計780口以上設置

【主な取組】

- 計画的な庁有車のZEV化推進

分野3：使い捨てプラスチックの削減

【主な目標】

- 全事業所におけるボトルトゥボトルの原則実施
- 出先事業所のマテリアルリサイクル(MR)ルート構築

【主な取組】

- 廃ペットボトルの水平リサイクル

分野4：食品ロスの削減

【主な目標】

- 都庁舎の食堂や売店等における全ての食品廃棄物を食品リサイクル

【主な取組】

- 職員による食品ロス削減行動の実践

分野5：フロン対策の推進

【主な目標】

- フロン算定漏えい量(2015年度比) ▲65%

【主な取組】

- 適切な機器管理の徹底とノンフロン等新技術の導入拡大

第4章

出典: 東京都「ゼロエミッション都庁行動計画」

56

国や都の動向・対策の現状を踏まえた、市の事務事業における課題の整理

- 市の事務事業における脱炭素化の取組の現状と課題をまとめると、次のとおりです。

1 公共施設におけるCO₂排出量の状況

- ・再生可能エネルギー100%電力の導入等により、CO₂排出量は減少、令和7年度時点で、前計画の令和12(2030)年度の削減目標値を達成できる見通し
- ・全施設のエネルギー使用状況をみると、ガス(都市ガスやLPG)の使用量が増加



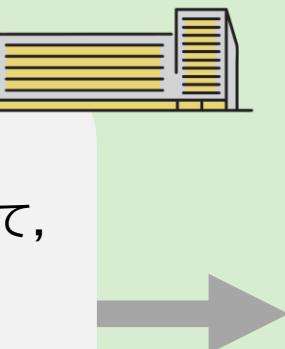
- ・公共施設建て替え時の「ZEB化」の推進、「ガス」に対する省エネ対策
- ・市が率先した行動を進めるべく、令和12(2030)年度の目標値を引き上げ



市の事務事業の現状と課題は
ここを見てね！

2 再生可能エネルギーの導入

- ・1MWを超える太陽光発電設備が設置されているが、避難所として指定されている施設等において、導入ポテンシャルのある施設が残る
- ・市の高圧受電施設における再生可能エネルギー100%電力の導入により事務事業では削減効果があった一方、市域への波及が十分でない



- ・次世代太陽電池や蓄電池の活用も含め、「太陽光発電設備のさらなる導入可能性」を調査したうえ、導入推進が必要
- ・再エネ100%電力の導入効果について、あらゆる機会を捉えた「情報発信力」の強化

3 庁用車

- ・令和7年度時点で、電気自動車6台・ハイブリッド車8台・プラグインハイブリッド車3台導入。CO₂排出量は減少傾向にあるものの、令和2年度以降は概ね横ばい



- EV化・インフラ整備を進めるとともに、「これからの庁用車のあり方」を検討